

別表1

1 対象事業所・施設	2 給付額 (基準単価)
病院 ※1	250,000 円 + 1,500 円 × 病床数 (休床分を除く)
有床診療所 (医科) ※1	173,000 円 + 1,500 円 × 病床数 (休床分を除く)
無床診療所 (医科・歯科) ※1	55,000 円
薬局 ※1	27,000 円
訪問看護ステーション ※1	27,000 円
助産所	13,000 円
施術所 ※2	8,000 円

※1 対象となる医療機関（病院、医科及び歯科診療所）は保険医療機関とし、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

※2 対象となる「施術所」は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）（以下「あはき法」という。）第9条の2第1項及び第9条の3又は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定に基づき知事に届出を行っている施術所の開設者であり、かつ今後も業務を継続するもので、療養費の受領委任の取扱いを行う施術所、または償還払による保険診療を行っている施術所が対象となる。（ただし、休業の届出を行っている施術所及び休業状態にある施術所は、要件を満たさないものとする。）また、同じ住所地（建物内）において、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。

※3 公立施設は対象外とする。

※4 「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」の給付を受ける場合は、本事業の対象としない。